

財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書

独立監査人の監査報告書

## 財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見

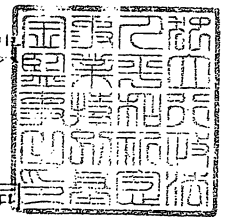
独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、平成19事業年度独立行政法人平和祈念事業特別基金の財務諸表及び決算報告書を監査した結果、適正であると認めます。

平成20年6月24日

独立行政法人平和祈念事業特別基金

監事 黒 沢 文 貴

監事 渡 部 隆 司




# 独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

独立行政法人 平和祈念事業特別基金  
理事長 青木 健 殿

## 新日本監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

清水 至 

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

鈴木裕子 

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類(案)及び附属明細書並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人の財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったもの事実を含んでいない。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人平和祈念事業特別基金の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

### 追記情報

- ① その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報に記載のとおり、独立行政法人は、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律(平成18年法律第119号)附則第1条及び第2条第1項の規定により、平成22年9月30日までに解散することとなったが、同第2条第2項の規定により、財務諸表等は継続企業を前提として作成されており、解散することによる影響を財務諸表等には反映していない。
- ② 重要な会計方針の変更に記載の通り、当事業年度において、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律(平成18年法律第119号)第2条及び独立行政法人平和祈念事業特別基金に関する総務省令第19条の規定に基づき、中期目標において特別記念事業に要する費用として見積もられた金額を特別記念事業準備金として計上し、同額の政府出資金を減少している。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上